

平成 18 年度決算検査報告の概要

～ 求められる効率的な会計検査とその活用 ～

決算委員会調査室 のざわ だいすけ
野澤 大介

決算検査報告は、国会における決算審査の重要な参考資料の一つである。平成 18 年度決算検査報告は、会計検査院が実施した 19 年次会計検査（実施期間は 18 年 10 月から 19 年 9 月）の結果である。この検査報告は、19 年 11 月 9 日に会計検査院から内閣に送付され、11 月 20 日（第 168 回国会開会中）平成 18 年度決算と併せて内閣から国会に提出された。

本稿では、近年の会計検査の動向を示しながら、今般の検査報告に掲記された事項等について概要を紹介するとともに、検査報告について若干の所見を述べることとする。

1. 会計検査の概況

（1）検査の観点、方針等

国会は、財政統制の充実強化を図るため、決算審査において予算執行を検証して分析評価するとともに、その結果を後年度の予算編成に反映させるべく取り組んでいる。また、政府も、厳しい財政状況等を踏まえ、行財政改革の一環として、成果目標を掲げて事業や施策の効果について事後評価し、必要な見直しを行うことを重視するようになっている。

会計検査院は、正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性等の多角的な観点から検査を実施している（会計検査院法第 20 条第 3 項）。伝統的には、合規性の観点からの検査が比較的大きい比重を占めてきたが、近年、会計検査院も、経済性、効率性及び有効性の観点から、業績の評価を指向した検査の拡充強化に努めている¹。

検査の領域は拡大する傾向にある。以前は、公共工事関係の指摘がその中心であったが、高齢化の進展等を背景に社会保障関係の指摘が増加する傾向にあり、医療費、年金、介護給付費に関しては、毎年度の検査報告に掲記されている。19 年次の検査の基本方針でも、社会保障分野は重点的検査対象の筆頭に挙げられている。また、近年、公共調達について不適切な随意契約や官製談合問題等が指摘されていることを受けて、19 年次の検査では、前年度に続き、基本的な会計経理や公共調達の透明性、競争性の確保に向けた検査等にも重点が置かれている²。さらに、いわゆるマルコス疑惑³を契機に、昭和 62 年から政府開発援助（ODA）について本格的に検査が行われており、検査の領域は海外にも及んでいる。

（2）検査の対象と実績

検査の対象は、会計検査院が必ず検査しなければならない「必要的検査対象」と必要と認めるときに検査することができる「選択的検査対象」に分類される。19 年次の検査で対象とされた機関は、前者は国（国会、裁判所、内閣、内閣府ほか 11 省等）、政府関係機関、事業団、独立行政法人等 229 法人、日本放送協会の会計であり、後者は国が補助金、貸付

金等の財政援助を与えた 4,925 団体等、国が資本金の一部を出資している 5 法人、国が出資した法人が更に出資している 13 法人の会計、2 法人の国との契約に関する会計⁴である。

これらの機関を対象に、会計実地検査⁵が、省庁等の官署、事務所等 3 万 2,687 か所のうちの 2,729 か所(実施率 8.3%、図表 1 参照)のほか、前記の団体等について実施された。

図表 1 平成 19 年次会計検査における実地検査の実施率等

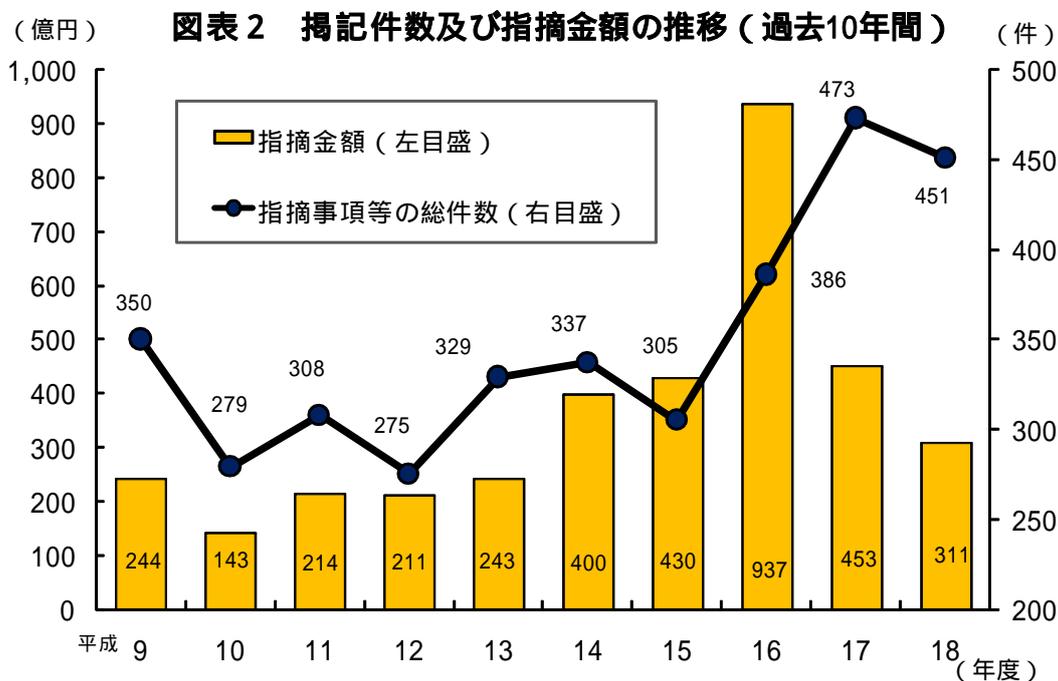
省庁等の官署、事務所等	検査箇所数	検査実施箇所数	実施率
本省、本庁、本社等	4,349	1,959	45.0%
県単位の地方出先機関等	7,712	691	9.0%
駅、特定郵便局等	20,626	79	0.4%
計	32,687	2,729	8.3%

(出所)平成 18 年度決算検査報告より作成

2. 検査結果の概要

(1) 掲記された事項等の概況

今般の検査報告に掲記された事項等の総件数は 451 件であり、指摘金額⁶の総額は 310 億 6,420 万円に上っている。総件数は前年度検査報告に比べて 22 件少ないが、近年、掲記件数は増加する傾向にあり、前年度に次いで 2 番目に多い(図表 2 参照)。また、指摘金額の総額は前年度検査報告よりも 142 億 3,307 万円少ない。



(出所)各年度決算検査報告より作成

(備考)国立大学法人の承継財産に係る不適正な会計処理で404億円もの指摘があり、平成16年度の指摘金額は多い。

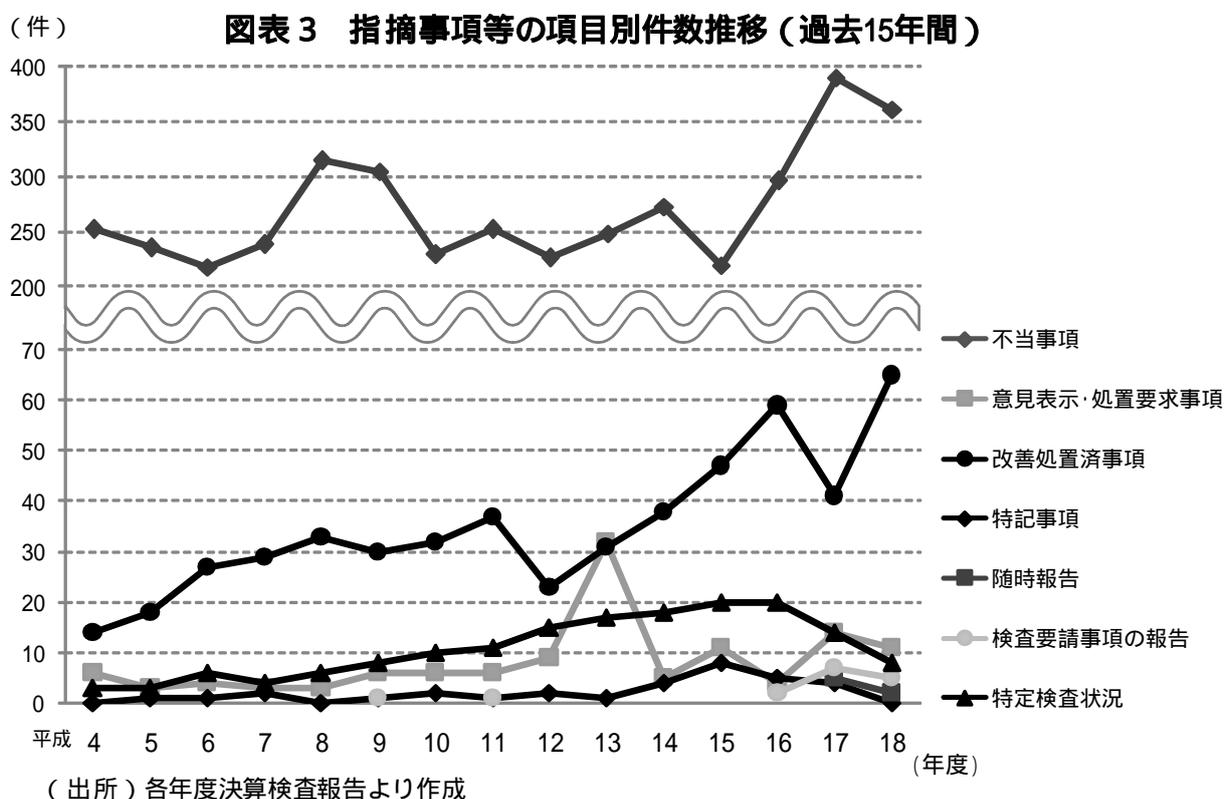
(2) 事項等別の概況

掲記された事項等を項目別にみると、適切とは認められない事態で、一般に“指摘事項”と呼ばれているものが 437 件ある。このほかに「国会及び内閣に対する報告」(随時報告)

が2件⁷、「国会からの検査要請事項に関する報告」（検査要請事項の報告）が5件、「特定検査対象に関する検査状況」（特定検査状況）⁸が8件、それぞれ掲記されている。

指摘事項は、法律、政令、予算に違反し又は不経済、非効率など不当と認められた「不当事項」、会計検査院法第34条又は第36条の規定により、会計検査院が関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求した「意見表示・処置要求事項」、検査における指摘に対し、受検機関が改善の処置を講じた「改善処置済事項」、事業効果、事業運営等の見地から、広く問題を提起して事態の進展を促すなどのため、特に掲記を要すると認めた「特記事項」の4つに分類される。指摘事項の件数等の内訳は後掲図表4のとおりであり、種類別にみると「不当事項」の件数がその8割（437件中361件）を占めている。

近年、前記のとおり総件数が増加する中、この「不当事項」とともに「改善処置済事項」の掲記件数が増加する傾向にある（図表3参照）。そして、国会からの検査要請や随時報告の制度が整って検査報告に新たに掲記される一方で、「特定検査状況」の掲記件数が減少している。また、今般の検査報告には、指摘事項のうち「特記事項」は掲記されていない。



（3）省庁等別の概況

指摘事項を省庁等別にみると（図表4参照）、厚生労働省、農林水産省、国土交通省等の事業官庁において多いことがわかる。中でも厚生労働省の件数は突出しており、「不当事項」では件数、指摘金額ともに過半を占めている（361件中181件、101億円中57億円）。省庁再編後の平成12年度報告以降について指摘事項の件数が多い順を省庁等別にみても、常に厚生労働省（過去7年の平均173.4件）、次いで日本郵政公社（同39.4件、平成14年度報告までは総務省の郵政事業関係）の順となっている。

図表4 指摘事項の件数及び指摘金額（省庁等別）

（単位：件、万円）

省庁又は団体名	不当事項		意見表示・処置要求事項				改善処置済事項		計	
			34条関係		36条関係					
	件数	指摘金額	件数	指摘金額	件数	指摘金額	件数	指摘金額	件数	指摘金額
国会（衆議院）							1	6,966	1	6,966
裁判所							1	1,714	1	1,714
内閣							1	11,611	1	11,611
内閣府（警察庁）							1	2,562	1	2,562
内閣府（金融庁）	1	373							1	373
総務省	7	3,817							7	3,817
法務省	1	150							1	150
外務省	1	238					1	17,447	2	17,685
財務省	3	105,582			1	-	1	954	5	106,536
文部科学省	16	27,422					2	24,166	18	51,588
厚生労働省	181	573,420	1	3,719	1	-	3	50,384	186	626,741
農林水産省	30	96,336			1	-	9	280,455	40	376,791
経済産業省	15	6,935					1	2,676	16	9,611
国土交通省	29	34,285					11	222,725	40	256,596
環境省	1	320					1	31,712	2	32,032
防衛省	1	986	2	7,605			5	124,997	8	133,588
国民生活金融公庫	1	1,660							1	1,660
農林漁業金融公庫							1	6,008	1	6,008
中小企業金融公庫					1	-	1	31,208	2	31,208
公営企業金融公庫	1	14,655							1	14,655
国際協力銀行	1	842							1	842
日本私立学校振興・共済事業団	4	1,034							4	1,034
日本中央競馬会			1	-					1	-
商工組合中央金庫							1	1,130	1	1,130
関西国際空港株式会社	1	49,662					1	-	2	49,662
日本郵政公社	50	68,973					3	258,623	53	327,596
成田国際空港株式会社	1	1,906					2	21,309	3	23,215
東日本高速道路株式会社							2	5,986	2	5,986
中日本高速道路株式会社							2	5,395	2	5,395
西日本高速道路株式会社							2	2,735	2	2,735
(独)農業生物資源研究所							1	6,008	1	6,008
(独)国立印刷局			1	22,454					1	22,454
(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構	1	379							1	379
(独)科学技術振興機構	1	352							1	352
(独)日本学術振興会	3	2,610							3	2,610
(独)宇宙航空研究開発機構	1	223							1	223
(独)日本スポーツ振興センター							1	2,902	1	2,902
(独)高齢・障害者雇用支援機構	2	11,380							2	11,380
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構							1	3,050	1	3,050
(独)水資源機構			1	898,363					1	898,363
(独)雇用・能力開発機構	1	4,408							1	4,408
(独)国立病院機構	1	2,316							1	2,316
(独)中小企業基盤整備機構					1	-			1	-
(独)都市再生機構	1	724							1	724
(国)北海道大学	1	520							1	520
(国)筑波大学	1	1,948							1	1,948
(国)東京大学	1	2,130					1	2,590	2	4,720
(国)東京医科歯科大学							1	18,046	1	18,046
(国)東京農工大学	1	300							1	300
(国)静岡大学	1	349							1	349
首都高速道路株式会社							1	3,822	1	3,822
阪神高速道路株式会社							1	3,465	1	3,465
九州旅客鉄道株式会社							1	3,672	1	3,672
東日本電信電話株式会社							2	2,110	2	2,110
西日本電信電話株式会社							2	2,800	2	2,800
合計	361	1,016,247	6	932,141	5	-	65	1,159,228	437	3,106,420

(注1) 法人格については次の略称を用いた。独立行政法人（独）、国立大学法人（国）

(注2) 金額は1万円未満を切り捨てているので、集計しても合計額とは一致しない場合がある。

(注3) 「不当事項」と「改善処置済事項」の両方で取り上げているものがあり、その指摘金額の重複分を控除しているため、各事項の金額を集計しても計欄の金額とは一致しない。

(出所) 平成18年度決算検査報告より作成

3. 特徴的な指摘事項の概要

今般の検査報告には、19年次の検査で重点が置かれた、基本的な会計経理に関する問題、公共調達競争性の確保に関する不適切な随意契約、談合といった問題のほか、国民に身近なものとして、社会保障や雇用対策、安全・安心に関する問題など、不適正な事態が多数指摘されている。

ここでは、検査報告に掲記された指摘事項の中から特徴的なものを10件紹介する。

(1) 基本的な会計経理についての指摘

都道府県労働局における超過勤務手当等の不適正支給（厚生労働省，不当事項）

合規性等の観点から26労働局を対象に検査が行われた。その結果、22労働局において超過勤務の事実がないのに超過勤務手当計1億5,839万円を支給していた。また、2労働局において出張の事実がないのに旅費計59万円を支払い、これを別途経理していた。なお、長野労働局においては、検査院の指摘を受け、同労働局長が各公共職業安定所等に関連文書の廃棄を指示していたなどの事実が判明した。労働局の不正は、参議院決算委員会が平成15年度決算から3年続けて内閣に対し警告を発している。

労働関係調査委託事業の実施における不適正な会計経理（厚生労働省，不当事項）

合規性等の観点から検査が行われた。その結果、労働関係調査委託事業の実施に当たり、調査委託費の交付、精算等に係る所要の審査が行われていないなどのため、関係書類が作成整備されておらず、調査委託費（計1億7,750万円）の出納及び使途、各受託者の収集情報の報告状況等について十分確認できない状況となっていた。厚生労働省は、18年度限りで本事業を廃止した。

(2) 公共調達の競争性、透明性等の確保についての指摘

子会社等と締結している不適切な随意契約（日本中央競馬会，処置要求事項）

合規性、経済性等の観点から検査が行われた。その結果、JRAが締結している随意契約のうち、ウインズの警備、清掃業務等の契約（141件、計76億4,496万円）競馬場内の警備、清掃業務等の契約（38件、計89億3,013万円）については、競馬の公正確保上特段の支障がないかを考慮しても、業務の全部又は一部を競争契約に移行することができるかと認められた。

(3) 国民の安全・安心に関わる指摘

河川はん濫時の浸水想定区域図の不適切な作成（国土交通省，改善処置済事項）

効率性等の観点から22道府県を対象に検査が行われた。その結果、2府県の5事業（事業費計3,963万円、国庫補助金計1,321万円）において、事業目的についての認識不足により、浸水想定区域図の作成に当たって計画中のダム洪水調節能力を見込むなど、河川の現況に基づかない流量ではん濫解析等を行ったため、浸水想定区域の範囲が正確なものとなっていなかった。国土交通省は、都道府県に対して通知を発し、浸水想定区域図の作成が適切に行われるよう処置を講じた。

鉄道橋工事における不適切な設計（九州旅客鉄道株式会社，改善処置済事項）

合規性等の観点から検査が行われた。その結果、下部工（橋脚や橋台）の最大応答震度の取扱いについての認識不足により、鉄道橋支承部（桁と下部工の間の部材）の設計水平力の算出を誤ったため、支承部の装置等の耐力が不足して耐震性能が確保されていない状態となっていた。JR九州は、通知を発して適切な設計が行われるよう処置を講じ、耐震性能が確保されていない6橋りょう（6工事の支承部に係る工事費相当額計3,672万円）の補修工事を行った。

（4）有効性の観点からの指摘

農業災害補償制度（農作物共済）の運営の是正（農林水産省，意見表示事項）

有効性等の観点から24道県管内の農業共済組合等を対象に検査が行われた。その結果、国は農作物共済に共済掛金国庫負担金を負担しているところ、過去20年間の支払財源4,220億円から支払われた共済金等を差し引いた1,752億円が剰余となっていた。また、無事戻し等の支払のため、特別積立金1,856億円のうち計1,469億円が、将来不足の補てん等に窮するおそれがあるか十分検討されることなく取り崩されていた。検査院は、多額の剰余金が生じないようにするなどの処置を講ずる必要があるとした。

独立行政法人国立印刷局が承継した多額の資産（財務省，意見表示事項）

経済性、有効性等の観点から検査が行われた。その結果、国立印刷局は、中期計画において19年度末に478億円の資金保有を見込んでいたが、実際には、独立行政法人移行時に承継した賃貸土地等（資産総額4,177億円）の一部売却で282億円得たことなどにより、785億円もの資金を保有する状況となっていた。検査院は、保有資産の適正規模について具体的に検討し、不要な資産を国庫に返納させるよう適切な制度を整備する必要があるとした。今般、独立行政法人整理合理化計画に基づく資産整理の一環で、関連法律が改正される見通しとなっている⁹。

素牛流通円滑化対策事業の事業廃止の判断（農林水産省，改善処置済事項）

有効性等の観点から検査が行われた。その結果、素牛流通円滑化対策事業¹⁰の成果により家畜商で家畜流通の活性化等が進み、肉用牛飼養規模が拡大するなどした現状では、事業を実施しなくても肉用牛預託事業が円滑に促進できるため、事業継続の必要性は乏しく、従来どおりの実施は適切でない¹¹と認められた（18年度交付の奨励金額5億円）。農林水産省は本事業への19年度の予算措置を行わず、事業を実施してきた独立行政法人農畜産業振興機構は18年度限りで本事業を廃止した。

木質バイオマス関連事業施設の低調な計画達成率（農林水産省，改善処置済事項）

有効性等の観点から15道府県を対象に検査が行われた。その結果、木質バイオマス関連事業¹¹により整備した39施設のうち10施設で事業計画達成率50%未満の状況にもかかわらず、15道府県すべてで達成状況報告の評価基準がなく、7県の8施設（事業費計19億円）で達成率低調な施設の改善措置等が執られていなかった。林野庁は、この評価基準等を明確に定めるなどするとともに、都道府県に通知を発し、達成率が低調な施設に適時適切な経営指導を受けさせるなどの処置を講じた。

用地未取得によるトンネル整備事業中止（国土交通省，改善処置済事項）

経済性、有効性等の観点から 15 国道事務所等及び 13 道府県を対象に検査が行われた。その結果、177 のトンネル整備事業のうち、終点側の用地取得を見込んでトンネル工事に着手したものの、その後の用地交渉で土地所有者の合意が得られず工事を中止している事態が 4 か所（事業費計 111 億円）あり、トンネルの供用時期の遅れにより事業効果の早期発現が困難となっていた。国土交通省は、関係部局間の連絡調整の緊密化、土地収用制度の効果的運用等について通知を発するなどの処置を講じた。

4．参議院決算委員会からの検査要請事項の報告の概要

今般の検査報告には、前記のとおり、参議院決算委員会からの会計検査の要請を受けて実施された検査の結果が 5 件掲記されている¹²。ここでは、そのうちの 2 件を紹介する。

日本放送協会の関連団体における多額の利益剰余金、随意契約による業務委託

検査の結果、NHK 関連 33 団体の利益剰余金等は総額 886 億円に上っており（17 年度末）このうち直接出資子会社 19 社は財務健全性が高いと認められたため、検査院は、特例配当の要請等により協会の財政に寄与させることが望まれるとした。また、協会と関連団体との取引の大半が随意契約による業務委託であり、協会からの出向者に係る委託費の人件費相当額が協会職員給与等と同等の水準となっていたことに加え、委託額の妥当性について十分な検証がなされていなかったため、検査院は、業務委託の在り方の検討や、委託費の削減、委託額の検証等に協会が努める必要があるとした。

各府省等が締結している不適切な随意契約

検査の結果、契約全体では随意契約の割合が競争契約の割合よりも高く（支払金額で 62.2%）、平均落札率も 11 ポイント高い（97.3%）、随意契約理由の妥当性に疑問があるものがある、企画競争の実施方法で公平性、透明性の確保が十分でないものがある、公益法人相手の契約は随意契約の割合が更に高く（支払金額で 96.5%）、不適切な再委託も行われているなどの様々な問題が判明した。検査院は、各府省等において契約の公正性、競争性、透明性の確保に努める必要があるとした。平成 20 年度予算に各府省の随意契約見直し状況が反映された額を、政府は 380 億円減としている¹³。

5．検査報告についての所見

（1）検査資源の有効活用

国会は、その議決どおりに予算が執行されていない事態を看過することはできない。したがって、過大支出、目的外使用等の不正不当な事態を検査報告で把握することは大変重要である。しかし、会計検査院には人員、時間等の検査資源の限界があり、予算執行機関すべてを検査することはできない。増員も選択肢の一つだが、まずは、会計検査院がその検査資源の配分を的確に行うことで、効率的、効果的に検査を実施することが求められる。

検査の成果は、掲記された指摘事項の件数や指摘金額の多寡のみによって測るべきではない。指摘金額や背景金額¹⁴は、検査された一部の機関で判明した事態に起因する是正効果にとどまるものであり、実際はそこから多くの改善効果や波及効果、抑止効果が生じて

いる¹⁵。本来注目されるべきは、指摘を受けて改善された事態の多さではなからうか。なぜなら、会計検査が目指すべき究極の目標は、「指摘すべき事態ゼロ」の予算執行であるはずだからである。この目標に近づくには、指摘された事態の元を絶つこと、すなわち、事態発生の原因となった関係法令や制度等の見直し、再発防止策の考案など、是正改善の処置を講ずることが第一歩となる。会計検査院がいくら指摘しても、その是正効果が見られなければ、それこそが検査資源という国費の無駄遣いといえる。

この点、元会計検査院職員である日本大学総合科学研究所の有川博教授は、検査報告に掲記される事態の大半は組織的要因に起因しているため、発生原因を徹底分析し、それを踏まえた内部監査体制等を確立することにより、空間的、時間的広がりをもつ改善効果が期待できるとする。そして、近年の掲記事項の多くが個別の不正不当な事態の指摘にとどまっていると批判し、行政の中味そのものへの指摘に傾注できるよう検査資源の配分に工夫を加えるべきとする¹⁶。たしかに、法令、制度等に関する指摘からの是正効果は大きいと推定されることから、効率的に検査の成果を得られると考えられる。

今般の検査報告をみると、正確性、合規性等の観点から指摘された事態（例えば前記）は、受検機関の内部監査組織が有効に機能していれば、検査によらずとも発覚し、是正改善されて然るべきものと思われる。検査資源の投入を縮減することも可能となろう。その一方で、検査報告の中には、政府の事業成果を重視する予算制度改革の流れにあって、現存する事業の見直しや評価が徹底されていない状況（例えば、随意契約の見直しが徹底されていないものとして前記、事業の実施、継続の判断や評価が適切でないもの¹⁷として前記）をみることもできる。正に適正な予算執行が行われていない実態を指摘するものであり、こうした無駄や非効率を是正改善すれば、歳出削減効果が生まれよう。

（２）検査結果のフォローアップ強化の必要性

会計検査院は、検査報告の指摘事項について、国等の損失の回復状況、是正改善処置の状況、関係者の処分状況等の報告を毎年徴するなどしてフォローアップしているとする。19年次の検査では、その基本方針に「検査報告において指摘した不適切な会計経理に関しては、他の検査対象機関における同種の事態についても是正が図られるよう必要な検査を行うなど適切に取り組む」と新たに盛り込んだばかりであり、今後その成果が問われよう。

そうした中で、今般の検査報告に掲記された置賜農業共済組合の補助金不正受給問題¹⁸が発覚した。検査での指摘が放置され、事態が是正されていない状況が続いていたことは遺憾である。しかし、会計検査院に対し、検査の過程での注意や助言など、指摘した事態のすべてをフォローアップする責任を負わせるとすれば現実的ではない。指摘事項に対する受検機関の意識を向上させるとともに、その内部監査組織との連携を強化するなどして、検査の成果が実効あるものになるよう改善措置を講じなければならない。

本来、こうした検査結果の実効性を確保するための制度的担保が、検査報告への掲記であり、不正職員の検察庁への通告（会計検査院法第33条）であるはずである。前者については、検査報告に掲記されなかった不適正な事態¹⁹は国民の目に明らかにならない以上、是正改善処置の確認等が会計検査院の一手に委ねられる結果となることに留意すべきであ

る。また、後者については、戦後まもない時期を除いて実績がない。会計検査院は、この理由を各受検機関で既に告発等を行っていることから重ねて通告する必要がないためとしている²⁰。しかし、検査報告の公表によって検察庁への情報提供が事実上行われているとしても、近時の通告実績が皆無となれば制度の抑止効果も失われよう。

(3) 国会での審議における検査報告の活用

国会と会計検査院との関係は、検査要請や随時報告の制度が導入されたことで、以前にも増して緊密になっている。国民の代表者たる国会がイニシアチブをとる検査が制度的に実現した意義は大きい。検査要請と随時報告は、会計検査院から国会に対し時機を逸さず適時適切に情報を提供するための制度であり、機動的な検査が可能となる。制度目的から現在の運用²¹をみるに、改善されるべきは迅速な検査結果の提供であり、そのためには、従来の検査サイクル(10月から翌年9月)に拘束されない柔軟な検査活動が必要となろう。

この二つの制度のほかにも、検査報告に掲記される事項等には、財政の現況を明らかにして問題を提起する「特記事項」や「特定検査対象」など、国会での審議に活用できるものは少なくない(例えば前記)中には、検査報告への掲記が直接間接的な契機となり、事態の是正改善や実態解明につながることもある²²。

国会が決算審査その他でこれらの指摘を活用しない手はない。なぜなら、予算内容が複雑化している今日、国会が財政統制の責任を果たすためには、実態が明らかになった問題の本質に目を向けることが最も効率的であり必要不可欠だからである。国会での審議においては、検査報告の中でも、法令や制度、政策に問題があると指摘されたもの、問題を提起されたものに着目し、その是正改善を積極的に図ることが求められる。

(4) 予算の適正執行を追求する機関の機能分担

予算執行を監視する機関は、会計検査院のほかにも、現在、各省庁の内部監査組織、総務省の行政評価制度、財務省の予算執行調査等が整備され、政府内部で予算執行を自律的に是正改善しようとする動きが見られる。しかし、身内に対する評価や処分等は得てして甘くなりがちであり、組織ぐるみの不正の場合は隠ぺいがなされないとも限らない。機能上重複感はあるものの、完全な第三者としての立場から客観的に監督する機関が必要であることに変わりはない。財政事情が厳しい今日、憲法上政府から独立している財政の外部監督機関として、会計検査院が果たすべき役割は以前にも増して大きくなっている。

予算執行過程における無駄や非効率を放置することは許されない。政府の内部監査、会計検査院の外部検査も目指すところは国会と同じはずである。両者には、連携や相互牽制等によって各々の機能の精度を上げることが、国会には、両者の機能が重複することなく有効に機能しているかを監視し、両者からの指摘を速やかに国政に反映させる役割が求められよう。予算執行を監視するにも国費が用いられており、「指摘すべき事態ゼロ」の予算執行の実現に向けては、効率的な財政統制が行われることが望まれる。

¹ 検査の観点とは、決算が予算執行の状況を正確に表示しているかという「正確性」の観点、会計経理が予

算や法律、政令等に従って適正に処理されているかという「合規性」の観点、事務事業が経済的、効率的に実施されているかという「経済性・効率性」の観点、事業が所期の目的を達成し効果を上げているかという「有効性」の観点の4つに大きく分類される。なお、会計検査院が有効性の観点から検査に取り組むようになったのは昭和40年頃になってからである。

- ² それまで掲記事項等のうち契約に関するものは20件以下であったが、17年度65件、18年度62件に増加。
- ³ 昭和61年に発覚したフィリピンのマルコス元大統領の数億ドルに上る不正蓄財に関し、日本のODA事業をめぐる贈収賄の事実が明らかになった。
- ⁴ 株式会社電通、株式会社朝日広告社の2社で、内閣府が実施したタウンミーティングの運営に関する請負契約について検査の対象となった。平成17年10月の会計検査院法改正(参議院決算委員会が改正案を起草)により、同法第23条の選択的検査対象が拡大したことで検査が可能となった。
- ⁵ 検査対象の省庁等の官署、事務所等に会計検査院職員が赴き、実地での会計帳簿や事務事業の実態調査、関係者からの説明聴取等により行われる。このほかの検査方法として、検査対象機関から提出させた、会計経理の実績を計数的に示した計算書、その裏付けとなる各種契約書、請求書、領収証書等の証拠書類等を検査することによって行う「書面検査」がある。通常、書面検査で検査対象を絞り込んだ上で実地検査を実施する。
- ⁶ 不適切な会計経理によって生じた徴収不足額や過大支出額、決算書の表示漏れ額等を指す。「損害額」や「無駄遣い額」と言われるものも含まれる。
- ⁷ 「国会及び内閣に対する報告」2件のうち1件は指摘事項の「意見表示・処置要求事項」に掲記されており、件数が重複している。このため、総件数の算出に当たって、この重複分1件を控除している。
- ⁸ 国民の関心が極めて高い問題など、会計検査院が検査報告に掲記する必要があると認めた特定の検査対象に関する検査の状況。平成2年度決算検査報告から掲記されるようになった。
- ⁹ 「独立行政法人資産の売却代金 全額国庫納付可能に 法改正へ」『読売新聞』(平19.12.31)等
- ¹⁰ 平成5年度に制度創設。平成3年度の牛肉輸入自由化を機に、家畜商に家畜の流通のみならず生産の一翼を担わせることで、肉用牛の生産及び流通の安定に資することをその目的とする。独立行政法人農畜産業振興機構が、農林水産省から交付金交付とともに事業実施の要請を受け、社団法人日本家畜商協会(肉用牛預託事業を実施した家畜商業協同組合等)に対して奨励金交付等を行う。)に補助金を交付する。
- ¹¹ 林地残材、製材工場の残材等の未利用木質資源(木質バイオマス)を利活用する施設を整備する。
- ¹² 「ODA事業の執行状況」(平17.6.7)、「NHKの不祥事、関連団体の多額の余剰金」、「各府省等が締結している随意契約の状況」、「政府開発援助の無償資金協力及び技術協力における契約入札手続等」(左記3件は平18.6.7)、「タウンミーティングの運営に関する請負契約」(平19.2.21)の各検査要請事項に対する報告。
- ¹³ 「国会の議決・決算検査報告等の反映状況」『予算の効率化の徹底(20年度政府案)』(財務省主計局 平19.12) 12頁
- ¹⁴ 法令、制度等が原因で生じた会計経理に関する不適切、不合理な事態、政策上の問題等から事業が進捗よくせず投資効果が現れていない事態等について、当該事態における支出額や投資額等を指す。この中には、当該事態の原因や性格等から、不適切な会計経理の額と言い切れないものもある。
- ¹⁵ 会計検査がもたらす効果を的確に把握するため、会計検査院は、検査報告等に関する財務上の是正改善効果の算出を試みている(平19.8.1発表)
- ¹⁶ 有川博『会計検査院制度概説』(全国会計職員協会 平19.2)190~191頁等。また、今般の検査報告に対する有川教授の所見として、平成19年11月15日放送のNHK教育テレビ『視点・論点』での発言「会計検査報告に足りないもの」(NHK解説委員室ブログ <http://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/400/5658.html> 参照)
- ¹⁷ 前掲注16の放送で、有川教授は、今般の検査報告には「行政の存在や中味そのものを問う」ものとして、事業の「入り口でのムダ」、「中間段階でのムダ」、「出口段階でのムダ」の指摘等が見られる旨述べている。
- ¹⁸ 山形県の置賜農業共済組合職員が果樹共済の引受けで虚偽の申込みを行っていたことにより、共済掛金国庫負担金等75万円が過大に交付されていた。会計検査院が平成16年次検査で是正を求めていたが(当時の検査報告には掲記されなかった)、今般の19年次検査の過程で事態が是正されていないことが判明した。
- ¹⁹ 会計検査院は、検査報告に掲記するほどではない軽微な事態について、実地検査等の検査を実施する過程で当局に注意したり、指導助言したりして是正改善を図ることとしている。
- ²⁰ 第166回国会参議院決算委員会会議録第5号24~25頁(平19.4.23)
- ²¹ これまでの検査要請事項の報告は、そのすべてが、会計検査院が各年度の決算検査報告を取りまとめる時期の前後に当たる9月から12月までの間に行われている。
- ²² 今般の検査報告に「外国為替資金特別会計の状況」が掲記されるに先立ち、財務省は、同特別会計の外貨建資産の運用収入等を初めて明らかにした(平19.11.7発表)